

# 平成29年度 第1回岡山県文化振興審議会 配付資料

日時 平成29年5月29日(月)  
10時～11時30分  
場所 ルネスホール ワークルーム

- 新おかやま文化振興ビジョン(仮称)の策定について
  - (1) おかやま文化振興ビジョンの進捗状況について . . . . . 1
  - (2) おかやま文化振興ビジョンの成果と課題について . . . . . 3
  - (3) 新おかやま文化振興ビジョン(仮称)の策定について . . . . . 6
  - (4) 新おかやま文化振興ビジョン(仮称)の体系図「たたき台」について 7
  - (5) 岡山県文化振興基本条例・岡山県文化振興審議会規則 . . . . . 8

# 文化振興ビジョンにおける成果指標の実績

## 1 文化を創造し、楽しみ、感動できる岡山

### (1) 子ども・若者が文化に触れる機会の充実

指標名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
学校行事で県立美術館を訪れた人数	4,104人 (H23年度)	4,400人	5,848人	3,518人	2,734人	2,934人	2,840人
<small>(説明)授業や部活動などの学校行事で県立美術館を訪れた人数</small>							
ワークショップ参加者数	908人 (H21～H23平均)	1,000人	2,632人	2,318人	2,592人	1,984人	2,607人
<small>(説明)県立美術館、天神山文化プラザ、ルネスホールが開催したワークショップに参加した人数</small>							
アウトリーチ活動実施回数	28回 (H21～H23平均)	30回	45回	39回	36回	39回	36回
<small>(説明)県立美術館、県立博物館、ルネスホールが実施したアウトリーチ活動の回数</small>							

### (2) 文化を担う人材や団体の育成・活用

指標名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
あっ晴れ！子どもみらい塾講師派遣回数	338回 (H21～H23平均)	380回	341回	420回	464回	476回	329回
<small>(説明)岡山県文化連盟が芸術・文化の指導者を講師として学校等に派遣した回数</small>							
文化関係各種助成金の採択件数	22件 (H23年度)	25件	21件	34件	27件	34件	38件
<small>(説明)文化庁、日本芸術文化振興会、地域創造等の団体が募集した助成金事業に採択された件数</small>							
文化施設担当者研修会への参加者数	143人 (H23年度)	150人	164人	301人	160人	149人	981人
<small>(説明)岡山県博物館協議会主催の研修会へ参加した人数</small>							
岡山県美術展覧会への応募点数	3,384点 (H23年度)	3,500点	3,384点	3,450点	3,254点	3,279点	3,115点
<small>(説明)岡山県美術展覧会へ一般応募された作品(日本画、洋画、工芸、書道、写真、彫刻、デザイン)の点数</small>							
岡山県文学選奨への応募作品数	392件 (H24年度)	500件	392件	390件	428件	491件	414件
<small>(説明)岡山県文学選奨に応募のあった作品(小説、随筆、現代詩、短歌、俳句、川柳、童話)の数</small>							

### (3) 参加し、楽しみ、感動できる機会の充実

指標名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
文化施設利用者数	531,106人 (H23年度)	700,000人	527,721人	477,784人	455,719人	472,516人	475,715人
<small>(説明)県立美術館、天神山文化プラザ、ルネスホール、大妻木堂記念館、岡崎嘉平太記念館、県立博物館の利用者数</small>							
県立美術館の講座等への参加者数	1,646人 (H23年度)	2,500人	3,439人	3,418人	5,117人	3,343人	3,214人
<small>(説明)県立美術館が実施する美術館講座、美術のタベ、講演会、フラワーレクチャー等への参加者数</small>							
優れた芸術を鑑賞した学校数	85校 (H23年度)	475校	179校	292校	421校	549校	670校
<small>(説明)県や国が実施するスクールコンサートや、青少年劇場、巡回公演事業等を開催した学校の累積数</small>							
県民文化祭参加者数	252,914人 (H23年度)	350,000人	347,757人	358,116人	381,729人	417,509人	349,779人
<small>(説明)おかやま県民文化祭への総参加者数</small>							
「おかやま文化の駅」ホームページアクセス数	27,742件 (H23年度)	35,000件	20,572件	14,506件	23,217件	25,692件	75,722件
<small>(説明)県内の文化施設や文化イベント等を紹介するホームページ「おかやま文化の駅」へのアクセス数</small>							

## 2 文化の力で創り、拓く岡山

### (1) 伝統文化の保存・継承・発展

指標名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
日本伝統工芸展への応募点数	146点 (H23年度)	150点	130件	133点	112点	110点	95点
<small>(説明)日本伝統工芸展に県内在住者が応募した点数</small>							
登録文化財の登録件数	251件 (H23年度)	300件	252件	268件	274件	274件	275件
<small>(説明)登録文化財の登録件数</small>							
後楽園の入園者数	664,503人 (H23年度)	765,000人	661,175人	659,121人	700,758人	817,260人	881,881人
<small>(説明)後楽園の入園者数</small>							

### (2) 文化の力による地域づくりの推進

指標名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
おかやま県民文化祭地域フェスティバル参加者数	33,073人 (H23年度)	40,000人	90,280人	257,400人	259,205人	284,367人	244,881人
<small>(説明)おかやま県民文化祭地域フェスティバル(備前・備中・美作)への参加者数</small>							
地域の景観づくりに主体的に取り組む景観行政団体(市町村)数	6団体 (H23年度)	10団体	6団体	7団体	7団体	8団体	8団体
<small>(説明)景観計画の策定等、地域独自の景観形成施策を実施する景観行政団体(市町村)数</small>							
地産地消協力店の登録店舗数	262店舗 (H23年度)	290店舗	288店舗	304店舗	330店舗	342店舗	356店舗
<small>(説明)県産食料を積極的に提供する県内小売店や飲食店を「地産地消協力店」として県が登録した店舗数</small>							

(3)文化を活かした産業の活性化

指 標 名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
IT・コンテンツ人材育成研修等への参加者数	36人 (H23年度)	40人	94人 95人	38人 48人	36人 69人	25人	16人
(説明)県の委託により実施したIT・コンテンツ人材育成関連の研修に参加した人数							
観光客入り込み数	2,337 1,459万人 (H23暦年)	2,800 1,500万人 (H29暦年)	2,373 1,322万人 (H24暦年)	2,394 1,232万人 (H25暦年)	1,422万人 (H26暦年)	1,449万人 (H27暦年)	7月に公表予定 (H28暦年)
(説明)県内観光施設等への観光客入り込み数							

3 文化でつながり魅力を発信する岡山

(1)連携・協働の推進

指 標 名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
おかやま県民文化祭地域フェスティバル実行委員会への参加団体数	34団体 (H23年度)	40団体	43団体	29団体	82団体	147団体	288団体
(説明)おかやま県民文化祭地域フェスティバル(備前・備中・美作)の実行委員会に参加した団体数							
あつ晴れ！子どもみらい塾講師派遣回数	338回 (H21~H23平均)	380回	341回	420回	464回	476回	329回
(説明)岡山県文化連盟が芸術・文化の指導者を講師として学校等に派遣した回数							
「おかやま文化の駅」ホームページアクセス数	27,742件 (H23年度)	35,000件	20,572件	14,506件	23,217件	25,692件	75,722件
(説明)県内の文化施設や文化イベント等を紹介するホームページ「おかやま文化の駅」へのアクセス数							
県立美術館ボランティア数	81人 (H24年度)	85人	81人	80人	92人	97人	96人
(説明)県立美術館に登録しているボランティア数							

(2)文化交流の促進

指 標 名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
国民文化祭への派遣団体数	18団体 (H24年度)	20団体	18団体	7団体	8団体	11団体	7団体
(説明)国民文化祭への派遣団体数							
国際文化交流事業に参加した生徒数	— (H23年度)	900人	162人	162人	162人	261人	261人
(説明)国際文化交流事業(韓国・中国)に参加した高校生の累積数							

(3)岡山からの文化発信

指 標 名	現況値 (時点)	目標値 (H29年度)	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
普段の生活の中で、芸術・文化、スポーツ等を実践したり、観て楽しめる地域になっていると感じる人の割合	25.6% (H23年度)	35%	31.1%	31.3%	28.5%	29.1%	30.2%
(説明)県民満足度調査普段の生活の中で、芸術・文化、スポーツ等を実践したり、観て楽しめる地域になっていると感じる人の割合							
「おかやま文化の駅」ホームページアクセス数	27,742件 (H23年度)	35,000件	20,572件	14,506件	23,217件	25,692件	75,722件
(説明)県内の文化施設や文化イベント等を紹介するホームページ「おかやま文化の駅」へのアクセス数							
内田百閒文学賞への応募作品数	340件 (H24年度)	350件 (H28年度)	340件	—	306件	—	358件
(説明)内田百閒文学賞に応募のあった作品(随筆、短編小説)の数							
ラジオ番組による文化情報等の発信回数	— (H23年度)	100回	26回	52回	78回	事業終了	—
(説明)県内の文化情報を定期的なラジオ番組として情報発信した回数							

## おかやま文化振興ビジョンの成果と課題

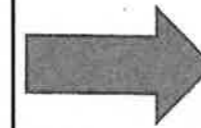
ビジョンに対する主な取組（施策）	成果と検証	課題
<p><b>○子ども・若者が文化に触れる機会の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募により選ばれた若者「あっ晴れ組」の国文祭における舞台での活躍</li> <li>・小中学生に美術館鑑賞体験を促進する「ゲット・スタート・ミュージアム事業」の実施</li> <li>・県立博物館や県立美術館の学芸員が行うアウトリーチ活動の実施  <u>※アウトリーチ活動実施回数の目標：H29年度30回→実績：H28年度36回</u></li> <li>・大学生に美術館等に足を運んでもらうための「キャンパスメンバーズ制度」の実施</li> </ul>	<p>子どもや若者に「岡山の文化」に親しんでもらえるよう、県立美術館で郷土の美術の解説を行う事業や、学芸員によるアウトリーチ活動などを推進し、多くの子ども達に文化に触れる機会を提供している。一方で、高校生や大学生が行う芸術活動との連携を図り、将来の地域文化の担い手の育成に寄与するという取組が不足している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の芸術活動との連携</li> </ul>
<p><b>○文化を担う人材や団体の育成・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化団体が文化出前講座の講師派遣を行う「あっ晴れ！おかやま子どもみらい塾」の実施  <u>※塾講師派遣回数目標：H29年度380回→実績：H27年度476回 / H28年度329回</u></li> <li>・公益法人化した文化連盟との連携や協力による県民文化祭等の実施</li> <li>・岡山県ゆかりの新進気鋭若手美術家に「I氏賞」を贈呈し、発表の場を提供</li> <li>・文化芸術イベントを企画、コーディネートできる人材育成を行う体験型「まちアートマネジメント講座」の実施</li> </ul>	<p>文化団体が行うアウトリーチ活動への支援や、アートマネジメントに係る講座の開設、顕彰など、文化団体や文化に携わる人材の育成や活用を推進している。今後は東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、文化連盟の機能充実を図り、文化団体等への支援を強化する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化連盟の機能強化</li> </ul>
<p><b>○参加し、楽しみ、感動できる機会の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民文化祭の充実を図り、「岡山芸術回廊」（カルチャーゾーン一帯でアート展示等を行う）を実施</li> <li>・県立美術館の自主事業（美術館講座、美術の夕べ、講演会等）の充実  <u>※県立美術館の講座等への参加者数の目標：H29年度2,500人→実績：H28年度3,214人</u></li> <li>・県立美術館のUD化に伴うリニューアル工事、ルネサンスの金庫棟を整備</li> </ul>	<p>県民文化祭の充実を図るとともに、多くの県民に文化に触れる機会を創出するため、イベントや講座、施設の機能強化を行ってきた。施設のUD化など、障害のある人にも文化に親しんでもらえるよう取り組んできたが、一方で障害のある人の創作活動への参加という視点が不足していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者アートの充実</li> </ul>
<p><b>○伝統文化の保存・継承・発展</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国文祭において備前焼の産地や農村歌舞伎伝承の地における祭典、神楽フェスティバル等の開催</li> <li>・伝統工芸展や民族芸能大会を開催し、発表機会の拡大と後継者の育成を推進  <u>※日本伝統工芸展への応募点数の目標：H29年度150点→実績：H28年度95点</u></li> <li>・郷土出身の偉人、犬養木堂翁や日中国交回復に貢献した岡崎嘉平太氏の記念館を公開</li> <li>・旧閑谷学校、織物産業、六古窯が新設された日本遺産に登録</li> <li>・ゆかりの先人を取り上げた冊子の刊行やシンポジウムの開催による郷土への誇りや愛着心の高揚</li> </ul>	<p>国民文化祭、伝統工芸展や民族芸能大会等を通じ、伝統文化の保存やさらなる発展を図ってきているが、成果指標（後樂園の入園者数を除く）が目標を下回っており、引き続き伝統文化を次世代へしっかり継承していかなければならない。加えて、文化遺産登録については、積極的な取組が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化遺産登録による文化振興、地域活性化</li> </ul>
<p><b>○文化の力による地域づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観モデル地区の指定や指導、市町村景観対策の推進</li> <li>・文化団体、市町村等の協働により3県民局で「まち」に文化芸術の輪を広げる県民文化祭「文化がまちに出る！地域いきいきプロジェクト」を実施  <u>※岡山県民文化祭地域フェスティバル参加者数の目標：H29年度40,000人→実績：H28年度244,881人</u></li> <li>・空家等を利用したアーティストの滞在制作と地域との交流事業により文化による地域づくりを実施</li> </ul>	<p>県民文化祭では地域フェスティバルなどの充実により、多くの参加者を得て、地域の活性化に寄与することが出来ている。今後も文化を核としたさらなる地域の活性化を推進する。また、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施による地域資源を活用したアートイベントも実施している。一方で、国際的なアートイベントとの連携については十分な取組が図られていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティストの地域への受け入れ</li> <li>・食文化のみならず暮らし文化の振興</li> <li>・国際的なアートイベントとの連携等</li> </ul>
<p><b>○文化を活かした産業の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デニムジーンズなど高付加価値繊維製品を製造する県内繊維企業が海外の展示商談会へ出店する際の経費補助により「岡山デニム」の海外での販路を拡大</li> <li>・地域における体験・学習・交流型観光素材と県内のご当地グルメを結び付けた新たな観光プログラム開発の支援</li> <li>・伝統的工芸品の普及と需要の開拓を図るため「全国伝統的工芸品展」に出展、PR等を実施</li> </ul>	<p>「岡山デニム」の海外への売り込みによる販路拡大や、ご当地グルメを観光の目玉にするなど、文化を活かした産業の活性化が図られ、認知度も高いものとなっている。一方で、文化財や歴史的建造物を活用するという視点が不足しており、産業や地域の活性化に生かしていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財や歴史的建造物を活用した誘客促進による観光振興</li> <li>・日本遺産認定の推進</li> </ul>

<p><b>○連携・協働の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国文祭で公募により実施した「あつ晴れ！おかやま提案事業」や「文化がまちに出る！プロジェクト」において多様な団体との協働を実施</li> <li>・登録ボランティアが県立美術館来館者に施設案内や展示品の解説を行い、円滑な運営をサポート ※県立美術館に登録しているボランティア数の目標：H29年度85人→実績：H28年度96人</li> <li>・県文祭の地域フェスティバルや岡山芸術回廊において地元NPOや文化団体等との協働による企画・実施を行い、更なるネットワークを強化</li> </ul>	<p>県文祭の地域フェスティバルなど、様々な団体との協働による企画を実施し、ネットワークづくりに努めた。県立美術館では、登録ボランティアが施設案内などを行い、県民と美術館の橋渡しとなり美術館活動の円滑な運営を支援している。今後も、東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの展開を図るなかで、一層文化での連携を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた文化プログラムの充実</li> <li>・オリンピック後に残すべきカシの実現</li> </ul>
<p><b>○文化交流の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国文祭を契機に、他県団体との交流の輪を広げ、分野を超えた団体間の競演が実現</li> <li>・岡山芸術回廊で、ドイツ人アーティストのレジデンスや地元アーティストとの交流を実施</li> <li>・中四国文化の集いを中四国各県と共同開催、国文祭や中四国文化の集いへの団体参加を支援</li> </ul>	<p>国文祭や中四国文化の集いへの団体派遣などを契機として、分野を超えた団体間の交流や、他県の文化団体との交流を促進してきたが、成果指標が目標を下回っており、引き続きしっかり取組んでいかなければならない。また、国際的な文化交流の促進は十分とはいえない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的文化交流の促進</li> </ul>
<p><b>○岡山からの文化発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古代山城「鬼城山」内部の調査を行い、古代吉備国の歴史や伝統を全国に情報発信</li> <li>・岡山が舞台となる作品や、岡山県出身の人物・自然・文化・風土などを題材とした文芸作品を全国から募集する「内田百閒文学賞」を実施</li> <li>・文化施設やイベントの情報等を紹介するホームページ「おかやま文化の駅」の充実</li> </ul>	<p>岡山にゆかりの文芸作品を募集する「内田百閒文学賞」や、多くのアクセスがあった「おかやま文化の駅」などにより、岡山を全国に発信しているが、若者にも影響力が高いソーシャルメディアの活用を一層進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルメディアを活用した情報発信</li> <li>・岡山ならではの文化発信</li> </ul>

## おかやま文化振興ビジョンの主な成果と課題

現行ビジョンに沿って取り組み、一定の成果を上げてきているが、文化振興の根幹をなす事業として、引き続き積極的な取組が必要なもの

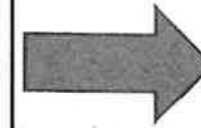
- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| ■学校教育における文化活動の充実      | ■文化資源の掘り起こし             |
| ■子どもや若者の文化活動の充実       | ■文化による地域のにぎわい創出         |
| ■郷土の歴史や文化財に親しむ機会の充実   | ■美しく魅力ある景観づくりの推進        |
| ■文化団体への活動支援           | ■歴史・自然を活かした豊かな食文化の継承・振興 |
| ■若手芸術家の育成             | ■繊維産業の振興                |
| ■アートマネジメントの推進         | ■観光産業の振興                |
| ■芸術家等の創造活動への支援        | ■連携・協働の促進               |
| ■質の高い美術や舞台芸術等の鑑賞機会の提供 | ■文化交流のネットワークづくり         |
| ■文化に関する情報提供の充実        | ■国内・国際文化交流の促進           |
| ■民族芸能・伝統工芸などの保存・継承・活用 | ■文化情報のデジタル化、データベース化     |
| ■「吉備の国」文化遺産の保存・活用     | ■おかやま独自の文化発信            |
| ■郷土の誇る先人顕彰の推進         |                         |



新ビジョンにおいて継続的取組が必要

### 新たな文化振興施策として重点的な取組が必要なもの

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ■芸術系専門学科を有する高校、大学との連携  | ■国内外のアーティストの地域への受け入れ  |
| ■岡山県文化連盟の機能強化          | ■歴史・自然を活かした「暮らし文化」の振興 |
| ■若手芸術家の発表の場の確保         | ■国際的なアートイベントへの支援及び連携  |
| ■文化施設の利用促進・機能強化        | ■文化財や歴史的建造物の観光振興等への活用 |
| ■県民総参加によるおかやま県民文化祭の充実  | ■日本遺産認定の推進            |
| ■障害者アート等文化芸術活動の推進      | ■多様な文化プログラムの展開        |
| ■文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等 | ■次世代へ継承されるレガシーの実現     |
| ■ユネスコ無形文化遺産登録          | ■ソーシャルメディア等の活用による魅力発信 |



新ビジョンにおいて重点的取組が必要

## 新おかやま文化振興ビジョン（仮称）の策定について

平成 20（2008）年 2 月に策定した現行の「おかやま文化振興ビジョン」の計画期間が、平成 29（2017）年度で終了するため、新たに「新おかやま文化振興ビジョン（仮称）」を策定する。

### 1 趣旨

現行の「おかやま文化振興ビジョン」は、岡山県文化振興基本条例第 7 条に定める「文化の振興に関する基本的な計画」として平成 20（2008）年度から平成 29（2017）年度を計画期間として策定されたものである。

「新晴れの国おかやま生き生きプラン」の内容を踏まえ、平成 30（2018）年度以降の本県の文化行政施策の方向性を示す。

### 2 概要

#### （1）計画の期間

平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間  
（期間中の適切な時期に見直しを行う。）

#### （2）対象範囲

現行のおかやま文化振興ビジョンに掲げる対象範囲と同様とする。

- 芸術（文学・音楽・美術・書道・写真・演劇・舞踊・工芸・デザインなど）、メディア芸術（映画・漫画・アニメーション・コンピュータなどを利用した芸術など）
- 生活文化（茶道・華道・囲碁・将棋・民芸・郷土料理・ファッションなど）、文字・活字文化
- 伝統文化（地域の歴史と風土の中で育まれてきた文化財・伝統工芸・民族芸能・祭り・行事・方言など）

### 3 策定の考え方

- 現行ビジョンは、文化振興基本条例第 3 条の基本理念をベースに作成していること、また、文化団体等からも評価されていることから、現行ビジョンの考え方を踏まえながら議論していく。
- 東京オリンピック・パラリンピック等を通じた地域活力の醸成や情報発信等を盛り込む。

### 4 構成（案）

#### I 新ビジョン策定にあたって

- 1 これまでの経緯と策定の趣旨
- 2 位置づけ
- 3 対象範囲
- 4 期間

#### II 文化振興の基本的視点

- 1 文化振興の基本的視点
- 2 県の役割

#### III 基本目標

「\_\_\_\_\_」

#### IV 基本方針

#### V 具体的施策

##### 1 <A案>文化を創造し心豊かに生活できる岡山

##### <B案>暮らしの中で文化を楽しめる岡山

- （1）将来の地域文化の担い手育成
- （2）県民参加による新たな文化の創造
- （3）県民の文化創造活動の振興
- （4）障害のある人の文化芸術活動の推進

##### 2 <A案>文化の力で地域が元気な岡山

##### <B案>文化が地域の元気を生み出す岡山

- （1）伝統文化の継承・発展
- （2）文化の力を活用した地域の活性化
- （3）地域資源としての文化の積極的な活用

##### 3 <A案>文化発信しながら愛着心と誇りを持てる岡山

##### <B案>文化を世界に発信する岡山

- （1）多様な文化プログラムの展開
- （2）文化での連携・交流の促進
- （3）岡山からの文化発信

#### VI 文化振興のための体制づくり

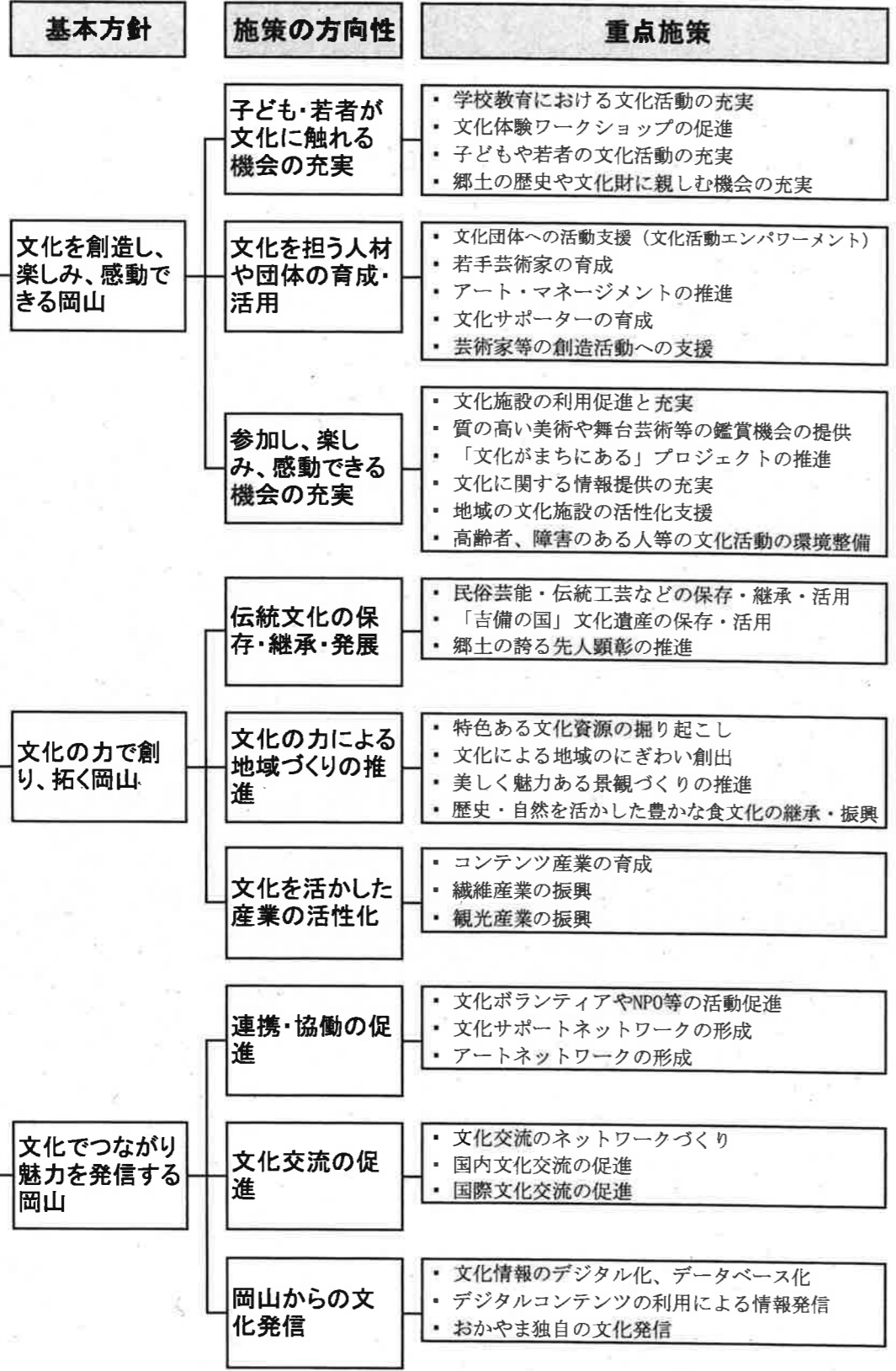
- 1 文化行政推進体制の充実
- 2 政策形成への民意の反映等

#### VII 文化振興ビジョンにおける成果指標

### 5 スケジュール（予定）

平成29年	5月29日	: 文化振興審議会（諮問・たたき台）
	6月	: 文化団体からの意見聴取
	8月・10月下旬	: 文化振興審議会（素案の検討）
	11月～12月	: パブリック・コメントの実施
平成30年	1月	: 文化振興審議会（答申・最終案）
	3月	: 公表

# おかやま文化振興ビジョン体系図(現ビジョン)

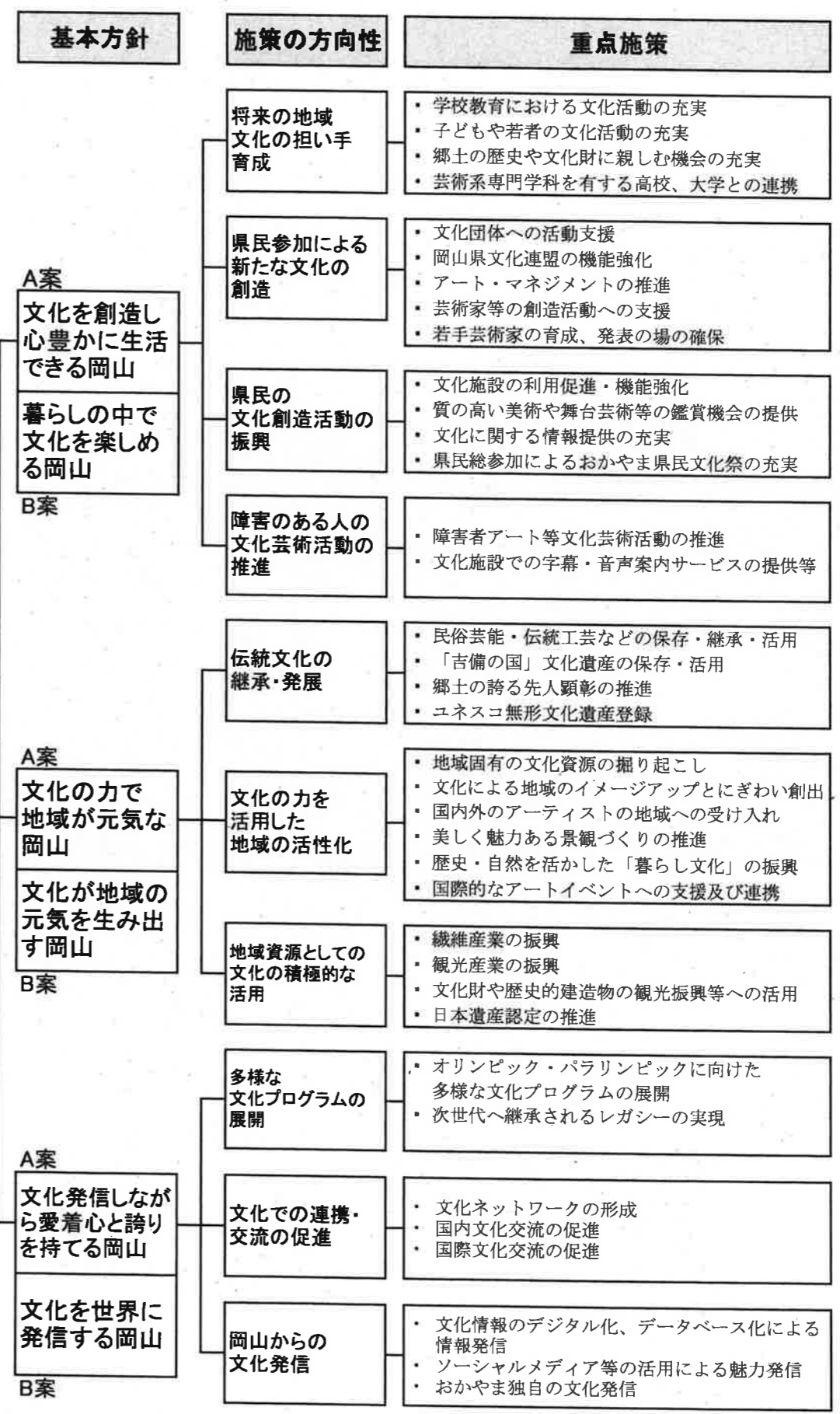


岡山県文化振興基本条例

基本目標 岡山から新しい風 —文化回廊を未来へ—

文化振興の基本的視点

# 新おかやま文化振興ビジョン体系図(たたき台)



岡山県文化振興基本条例

基本目標

文化振興の基本的視点



## ○岡山県文化振興基本条例

平成十八年三月二十四日  
岡山県条例第十五号

岡山県文化振興基本条例をここに公布する。

## 岡山県文化振興基本条例

## 目次

## 前文

## 第一章 総則(第一条—第六条)

## 第二章 基本計画の策定(第七条)

## 第三章 文化振興審議会の意見の聴取(第八条)

## 第四章 文化の振興に係る基本的施策(第九条—第二十七条)

## 附則

文化は、人々の自然へのかかわりや日々の営みの中から生まれ、私たちの生活を彩り、生きる喜びをもたらす。そして、互いに共感する心と、ともに生きていく力をはぐくむ。

今、先人が長い歴史を通じて守り、伝承してきたかけがえのない文化の価値が見直されると同時に、新たな創造活動の息吹が感じられる。人々が共有してきた価値観の喪失や人間関係の希薄化に不安が広がる中で、人間らしく生き、地域社会を再生するために、文化の力が必要とされているからだ。

岡山県は、緑深い中国山地から豊饒じょうの平野、瀬戸内海へと至る豊かな自然の中で、四季折々の山海の幸に恵まれるとともに、古くから交通の要衝として多彩な人物、文物が交流し、古代吉備国の繁栄の遺産を連綿と受け継ぎながら、個性ある文化を形成してきた。日本洋学の先覚者の輩出、日本初の西洋美術館の開設等開明的な風土が優れた人材を生み育ててきた全国に誇りうる文化県である。

私たちは、再び文化により、地域の魅力を創造し、発展を牽けん引することを求められている。県内各地で潜在的な文化を掘り起こし、意識的に守り育て、さらに、資源として地域産業に活かす、情報発信をしていきたい。

同時に、私たちは、県境や国境を越えた地域や人々と、文化の交流を深めたい。異文化を知ることにより、人間社会の多様性が認識され、他者への理解が促される。互いの歴史や伝統を尊重し、学び合うことも可能となる。文化による相互理解は、世界の人々との連帯感を醸成する鍵となるものと確信する。

ここ岡山において、県民一人一人がいきいきと輝き、しなやかに生きていけるよう、先人の知恵を学び、その恩恵に浴しつつ新しい時代の風を吹き込み、文化を次世代に力強く継承していくことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、文化の振興について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、芸術家等及び民間団体等の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が心豊かに生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、「芸術家等」とは、文化に関する創造的活動又はその企画、研究等を行う者、文化財等(有形及び無形の文化財並びにその保存技術をいう。第十一条において同じ。)に関する専門的知識及び技能を有する者、伝統芸能(能楽、歌舞伎、神楽

その他の民俗芸能等をいう。同条において同じ。)の伝承者その他これらに類する活動を行う者をいう。

2 この条例において、「民間団体等」とは、文化に関する活動(以下「文化活動」という。)を行う民間の団体及び法人をいう。

## (基本理念)

第三条 文化の振興に当たっては、文化の担い手は県民一人一人であることを認識し、県民、芸術家等及び民間団体等の自由な発想及び主体的な文化活動が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、及び享受することは人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず、等しく、文化を創造し、及び享受することができる環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、芸術家等の活動が県民の生活の充実に欠かせないことを認識し、芸術家等の育成、芸術家等がその活動成果を発表する機会の確保等が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化は真に豊かな地域づくりの礎であるとの認識の下に、県民、芸術家等、民間団体等、市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、対等な立場で協力することにより、協働して行うよう努めなければならない。

5 文化は県民の誇りと心のよりどころであり、県民の活力を高め、新しい価値を創造する源であることにかんがみ、文化を県民共通の財産として尊重し、将来の世代に引き継ぐよう努めなければならない。

## (県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。その推進に当たっては、県民、芸術家等及び民間団体等との連携及びその意見の反映に努めるものとする。

2 県は、県民、芸術家等及び民間団体等が主体的に文化活動を行うことができる環境の整備を図るとともに、その活動の成果がより良い地域づくりに活用されるよう努めるものとする。

3 県は、文化的な視点をもって施策を推進するよう努めるものとする。

4 県は、岡山県における国民文化祭の開催へ向け、県民が文化を創造し、及び享受する力を高め、その力を十分発揮することができるよう支援するとともに、国民文化祭の成果を継承し、文化の振興に寄与するよう努めるものとする。

## (市町村との連携)

第五条 県は、市町村との連携及び相互協力並びに市町村が行う文化振興施策についての必要な助言及び支援を行うよう努めるものとする。

## (県民等の役割)

第六条 県民、芸術家等及び民間団体等は、自由な発想及び主体的な文化活動を通じて、文化を積極的に継承し、創造し、又は享受する役割を果たすよう努めるものとする。

## 第二章 基本計画の策定

第七条 知事は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化の振興に関する基本的な計画(以下この条及び次条において「基本計画」という。)を策定するものとする。

る。

2 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第三章 文化振興審議会の意見の聴取

第八条 知事は、次に掲げる事項に関し、岡山県文化振興審議会(岡山県附属機関条例(昭和二十二年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県文化振興審議会をいう。)の意見を聴かななければならない。

一 文化振興施策の方向性、文化施設のあり方等文化の振興に関する基本的事項

二 基本計画の策定及び変更に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な事項

### 第四章 文化の振興に係る基本的施策

#### (芸術の振興)

第九条 県は、芸術(文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、工芸、デザイン等をいう。)及びメディア芸術(映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他電子機器等を利用した芸術等をいう。)の振興を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (生活文化等の振興)

第十条 県は、生活文化(茶道、華道、囲碁、将棋、民芸、郷土料理等をいう。)、文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)等の振興を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (伝統文化の継承等)

第十一条 県は、文化財等、伝統芸能、地域固有の年中行事、方言等の保存、継承及び発展を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (人材等の育成及び活用)

第十二条 県は、県民による文化活動の充実を図るため、文化活動を担う人材及び民間団体等の育成及び活用に努めるものとする。

#### (青少年の文化活動の充実)

第十三条 県は、青少年が豊かな人間性を形成し、並びに文化を創造し、及び享受する力を養うため、青少年に対する優れた文化に触れる機会の提供、文化活動の指導者の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十四条 県は、高齢者、障害者等の文化活動の充実を図るため、これらの者が文化活動に参加しやすい環境の整備等に努めるものとする。

#### (教育における文化活動の充実)

第十五条 県は、学校教育、社会教育等における文化活動の充実を図るため、文化的な体験学習等文化に関する教育の充実に努めるものとする。

#### (鑑賞等の機会の充実)

第十六条 県は、県民が文化についての理解及び関心を深め、創造の意欲を高め、優れた文化を鑑賞する等の機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (文化活動の場の充実及び活用)

第十七条 県は、文化施設が県民に文化活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確保等利便性の向上に努めるものとする。

2 県は、自らの設置等に係る文化施設が、地域の文化活動を支援し、及び文化を発信する場となるよう、その充実に努めるものとする。

3 県は、芸術家等の活動及び発表の場の確保を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (情報の収集及び提供)

第十八条 県は、県民の文化活動の促進及び優れた地域文化の形成に資するため、情報通信の技術の積極的な活用等により、文化に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

#### (民間団体等への支援)

第十九条 県は、県民及び民間団体等の文化活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動(個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化を支援する活動をいう。)が促進されるよう協力するものとする。

#### (連携の支援)

第二十条 県は、県民、芸術家等、民間団体等及び市町村が連携することにより、文化活動の広がり及び質の向上が促進されるよう支援に努めるものとする。

#### (文化交流の促進)

第二十一条 県は、県民の文化活動が活発に行われるとともに、県民と国内外の人々との相互理解を深めるため、文化に関する交流の促進に努めるものとする。

#### (文化情報の発信)

第二十二条 県は、優れた地域文化の形成、観光の振興、国際交流の促進等を図るため、県民の文化活動及び地域の文化資源に関する情報を情報通信の技術の活用等により、国内外に向けて積極的に発信するよう努めるものとする。

#### (地域文化と地域産業との相互連携)

第二十三条 県は、地域文化が、観光の振興をはじめとする地域産業の創出及び活性化に寄与するよう、地域文化と地域産業との相互連携の促進に努めるものとする。

#### (日本語についての理解)

第二十四条 県は、県民が日本語についての正しい理解を深め、豊かな言葉が普及するよう努めるものとする。

#### (歴史的な景観の保全等)

第二十五条 県は、県民が誇りと愛着を感じ、かつ、地域文化の母体となる歴史的な景観、

都市の景観、自然環境等の保全及び創造を図るとともに、これらの活用に努めるものとする。

(顕彰)

第二十六条 県は、文化の振興に関し功績のあったもの又は優れた事例の顕彰及び先人の功績をたたえるための顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 県は、文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。  
(岡山県附属機関条例の一部改正)
- 2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

## ○岡山県文化振興審議会規則

平成十八年三月二十四日  
岡山県規則第五十一号

## (趣旨)

第一条 この規則は、岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)第四条の規定により、岡山県文化振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第二条 審議会は、次の事項を所掌する。

- 一 岡山県文化振興基本条例(平成十八年岡山県条例第十五号。以下「文化振興基本条例」という。)第八条の規定により知事から諮問された事項に関する調査審議及び意見の具申
- 二 その他文化振興基本条例の施行に関する意見の具申

## (組織)

第三条 審議会は、委員二十名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

## (委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第六条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門部会)

第七条 審議会は、その所掌事項の一部を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

## (委員以外の者の意見の陳述)

第八条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会の会議に出席して意見を述べさせ、又は説明させることができる。

## (庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境文化部文化振興課において処理する。  
(平二二規則二七・一部改正)

## (その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

## 附 則(平成二二年規則第二七号)抄

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。